

議案第 27 号

公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 19 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

公益的法人等への職員派遣について、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例（平成 14 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への瑞穂町職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p><u>(3)瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>第3条から第7条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略 (職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第3条から第7条 略</p>